

児童福祉法施行条例

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
 - 第一節 総則（第二条―第四条）
 - 第二節 児童発達支援
 - 第一款 基本方針（第五条）
 - 第二款 人員に関する基準（第六条―第八条）
 - 第三款 設備に関する基準（第九条・第十条）
 - 第四款 運営に関する基準（第十一条―第五十四条）
 - 第五款 基準該当通所支援に関する基準（第五十五条―第六十条）
 - 第三節 医療型児童発達支援
 - 第一款 基本方針（第六十一条）
 - 第二款 人員に関する基準（第六十二条・第六十三条）
 - 第三款 設備に関する基準（第六十四条）
 - 第四款 運営に関する基準（第六十五条―第七十条）
 - 第四節 放課後等デイサービス
 - 第一款 基本方針（第七十一条）
 - 第二款 人員に関する基準（第七十二条・第七十三条）
 - 第三款 設備に関する基準（第七十四条）
 - 第四款 運営に関する基準（第七十五条―第七十七条）
 - 第五款 基準該当通所支援に関する基準（第七十八条―第八十条）
 - 第五節 保育所等訪問支援
 - 第一款 基本方針（第八十一条）
 - 第二款 人員に関する基準（第八十二条・第八十三条）
 - 第三款 設備に関する基準（第八十四条）
 - 第四款 運営に関する基準（第八十五条―第八十八条）
 - 第六節 多機能型事業所に関する特例（第八十九条―第九十一条）
- 第三章 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準
 - 第一節 総則（第九十二条―第九十四条）
 - 第二節 指定福祉型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準
 - 第一款 人員に関する基準（第九十五条）
 - 第二款 設備に関する基準（第九十六条）
 - 第三款 運営に関する基準（第九十七条―第一百四十二条）

第三節 指定医療型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準

第一款 人員に関する基準（第四百四十三条）

第二款 設備に関する基準（第四百四十四条）

第三款 運営に関する基準（第四百四十五条―第四百四十八条）

第四章 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

第一節 総則（第四百四十九条―第四百六十八条）

第二節 助産施設（第四百六十九条―第四百七十二條）

第三節 乳児院（第四百七十三条―第四百八十条）

第四節 母子生活支援施設（第四百八十一条―第四百八十九条）

第五節 保育所（第四百九十条―第四百九十八条）

第六節 児童厚生施設（第四百九十九条―第五百二条）

第七節 児童養護施設（第二百三条―第二百二条）

第八節 福祉型障害児入所施設（第二百十三條―第二百二十一条）

第九節 医療型障害児入所施設（第二百二十二條―第二百二十六條）

第十節 福祉型児童発達支援センター（第二百二十七條―第二百三十二條）

第十一節 医療型児童発達支援センター（第二百三十三條―第二百三十六條）

第十二節 情緒障害児短期治療施設（第二百三十七條―第二百四十四條）

第十三節 児童自立支援施設（第二百四十五條―第二百五十五條）

第十四節 児童家庭支援センター（第二百五十六條―第二百五十八條）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

第二章 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準

第一節 総則

（定義）

第二条 この章において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法、児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。以下「施行令」という。）、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号。以下「施行規則」という。）及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下この章において「省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定障害児通所支援事業者の指定）

第三条 法第二十一条の五の十五第二項第一号（法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、施行規則第十八条の三十四に規定する者とする。

（指定障害児通所支援事業者等の一般原則）

第四条 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第二十七条第一項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

5 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の安全を確保するため、事故の防止及び防犯に関する措置を講ずるよう努めなければならない。

第二節 児童発達支援

第一款 基本方針

第五条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下この章において「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

第二款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第六条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下この章において「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第五条及び第六条に規定する基準の例によることとする。

（管理者）

第七条 指定児童発達支援事業所の管理者に係る基準は、省令第七条に規定する基準の例によることとする。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第八条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）に従たる事業所を設置する場合における特例に係る基準は、省令第八条に規定する基準の例によることとする。

第三款 設備に関する基準

（設備）

第九条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、指導訓練室、相談室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練室は、障害児一人当たりの床面積を二・四七平方メートル以上とし、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第十条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の設備に係る基準は、省令第十条に規定する基準の例によることとする。

第四款 運営に関する基準

（利用定員）

第十一条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、利用定員を五人以上とすることができる。

（内容及び手続の説明及び同意）

第十二条 内容及び手続の説明及び同意に係る基準は、省令第十二条に規定する基準の例によることとする。

（契約支給量の報告等）

第十三条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児

童発達支援の量（次項において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（第三項及び第四項において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。

2 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前三項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。
（提供拒否の禁止）

第十四条 提供拒否の禁止に係る基準は、省令第十四条に規定する基準の例によることとする。

（連絡調整に対する協力）

第十五条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者（第四十九条第一項において「障害児相談支援事業者」という。）が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第十六条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。第三十七条第六号及び第五十一条第二項において同じ。）等を勘案し、指定児童発達支援の利用の申込みを行った通所給付決定保護者（第四十三条において「利用申込者」という。）に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格の確認）

第十七条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等確かめるものとする。

（障害児通所給付費の支給の申請に係る援助）

第十八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要す

べき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第十九条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害児通所支援事業者等との連携等)

第二十条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第二十一条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度記録しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

い。
(指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第二十二条 指定児童発達支援事業者が、指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までに規定する支払については、この限りでない。

(通所利用者負担額の受領)

第二十三条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受け

るものとする。

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定児童発達支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号（第一号にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 日用品費

三 前二号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号に掲げる費用については、省令第二十三条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定児童発達支援事業者は、第一項から第三項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

6 指定児童発達支援事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

（通所利用者負担額に係る管理）

第二十四条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者の負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

（障害児通所給付費の額に係る通知等）

第二十五条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に

係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、第二十三条第二項の法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(指定児童発達支援の取扱方針)

- 第二十六条 指定児童発達支援事業者は、次条第一項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

- 3 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(児童発達支援計画の作成等)

- 第二十七条 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第四十九条第一項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。)に指定児童発達支援に係る通所支援計画(以下この条及び第五十四条第二項第二号において「児童発達支援計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

- 3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

- 4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達

支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。

7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。

8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。

9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

- 一 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。
- 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する児童発達支援計画の変更に
ついて準用する。

（児童発達支援管理責任者の責務）

第二十八条 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 次条に規定する相談及び援助を行うこと。
 - 二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。
- （相談及び援助）

第二十九条 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の確かな把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(指導、訓練等)

第三十条 指導、訓練等に係る基準は、省令第三十条に規定する基準の例によることとする。

(食事)

第三十一条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるものに限る。

第四項において同じ。）において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。

2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業所においては、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第三十二条 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(健康管理)

第三十三条 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センター）である指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断（次項において「通所開始時健診」という。）を、少なくとも一年に二回の定期健康診断（次項において「定期健診」という。）及び臨時の健康診断（次項において「臨時健診」という。）を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければ

障害児が通学する学校における健康診断	定期健診又は臨時健診

3 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払わなければならない。
（緊急時等の対応）

第三十四条 指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（通所給付決定保護者に関する市町村への通知）

第三十五条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

（管理者の責務）

第三十六条 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第三十七条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第四十三条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 利用定員

五 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額

六 通常の事業の実施地域

七 サービスの利用に当たつての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類

十一 虐待の防止のための措置に関する事項

十二 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第三十八条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第三十九条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第四十条 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。

(衛生管理等)

第四十一条 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第四十二条 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

(揭示)

第四十三条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所

に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第四十四条 身体拘束等の禁止に係る基準は、省令第四十四条に規定する基準の例によることとする。

(虐待等の禁止)

第四十五条 虐待等の禁止に係る基準は、省令第四十五条に規定する基準の例によることとする。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第四十六条 懲戒に係る権限の濫用禁止に係る基準は、省令第四十六条に規定する基準の例によることとする。

(秘密保持等)

第四十七条 秘密保持等に係る基準は、省令第四十七条に規定する基準の例によることとする。

(情報の提供等)

第四十八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第四十九条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者自立支援法第五条第十七項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項及び第二百二十七条において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第五十条 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を

講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第二十一条の五の二十一第一項の規定により知事又は市町村長（以下この項及び次項において「知事等」という。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して知事等が行う調査に協力するとともに、知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、知事等からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を知事等に報告しなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しなければならない。

（地域との連携等）

第五十一条 指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、その家庭からの相談に応じ、必要な援助を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第五十二条 事故発生時の対応に係る基準は、省令第五十二条に規定する基準の例によることとする。

（会計の区分）

第五十三条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備）

第五十四条 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 第二十一条第一項に規定する提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録

二 児童発達支援計画

三 第三十五条の規定による市町村への通知に係る記録

四 省令第四十四条に規定する身体拘束等の記録

五 第五十条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 省令第五十二条に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第五款 基準該当通所支援に関する基準

(従業者の員数)

第五十五条 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下この章において「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この章において「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第五十四条の二に規定する基準の例によることとする。

(設備)

第五十六条 基準該当児童発達支援事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用定員)

第五十七条 基準該当児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。

(準用)

第五十八条 第五条、第七条及び前款（第十一条、第二十三条第二項及び第四項、第二十四条、第二十五条第一項、第三十一条、第三十三条、第四十六条並びに第五十一条第二項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第七条中「第七条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第七条」と、第十二条中「第十二条」とあるのは「第五十四条

の五において準用する省令第十二条」と、第十四条中「第十四条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第十四条」と、第三十条中「第三十条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第三十条」と、第四十四条中「第四十四条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第四十四条」と、第四十五条中「第四十五条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第四十五条」と、第四十七条中「第四十七条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第四十七条」と、第五十二条中「第五十二条」とあるのは「第五十四条第二項第一号中第五十四条の五において準用する省令第五十二条」と、第五十四条第二項第一号中「第二十一条」とあるのは「第五十八条において準用する第二十一条」と、同項第三号中「第三十五条」とあるのは「第五十八条において準用する第三十五条」と、同項第四号中「第四十四条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第四十四条」と、同項第五号中「第五十条」とあるのは「第五十八条において準用する第五十条」と、同項第六号中「第五十二条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第五十二条」と読み替えるものとする。

（指定生活介護事業所に関する特例）

第五十九条 指定生活介護事業者（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第一百七十一号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第七十七条に規定する指定生活介護をいう。以下この条において「指定生活介護」という。）を提供する場合における当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。）に関する特例に係る基準は、省令第五十四条の六に規定する基準の例によることとする。

（指定通所介護事業所に関する特例）

第六十条 指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下この条において「指定居宅サービス等基準」という。）第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護（指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所介護をいう。以下この条において「指定通所介護」という。）を提供する場合における当該指定通所介護を行う指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所

をいう。)に関する特例に係る基準は、省令第五十四条の七に規定する基準の例によることとする。

第三節 医療型児童発達支援

第一款 基本方針

第六十一条 医療型児童発達支援に係る指定通所支援（以下この章において「指定医療型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に應じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。

第二款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第六十二条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者（以下この章において「指定医療型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定医療型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第五十六条に規定する基準の例によることとする。

（準用）

第六十三条 第七条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第七条中「第七条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第七条」と読み替えるものとする。

第三款 設備に関する基準

（設備）

第六十四条 指定医療型児童発達支援事業所の設備に係る基準は、省令第五十八条に規定する基準の例によることとする。

第四款 運営に関する基準

（利用定員）

第六十五条 指定医療型児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。

（通所利用者負担額の受領）

第六十六条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。

一 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

二 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下この章において同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3 指定医療型児童発達支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 日用品費

三 前二号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号に掲げる費用については、省令第六十条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定医療型児童発達支援事業者は、第一項から第三項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

6 指定医療型児童発達支援事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。（障害児通所給付費の額に係る通知等）

第六十七条 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、前条第二項の法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

（通所給付決定保護者に関する市町村への通知）

第六十八条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知

しなければならない。

(運営規程)

第六十九条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- 六 通常の事業の実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）
- 七 サービスの利用に当たつての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他運営に関する重要事項

(準用)

第七十条 第十二条から第二十二条まで、第二十四条、第二十六条から第三十四条まで、第三十六条、第三十八条から第四十一条まで、第四十三条から第四十七条まで、第四十八条第一項、第四十九条から第五十二条まで及び第五十四条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二条中「第十二条」とあるのは「第六十四条において準用する省令第十二条」と、第十四条中「第十四条」とあるのは「第六十四条において準用する省令第十四条」と、第十六条中「いう。第三十七条第六号及び」とあるのは「いう。」と、第十二条第二項中「次条」とあるのは「第六十六条」と、第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第三十条中「第三十条」とあるのは「第六十四条において準用する省令第三十条」と、第三十四条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第四十三条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第四十四条中「第四十四条」とあるのは「第六十四条において準用する省令第四十四条」と、第四十五条中「第四十五条」とあるのは「第六十四条において準用する省令第四十五条」と、第四十六条中「第四十六条」とあるのは「第六十四条において準用

する省令第四十六条」と、第四十七条中「第四十七条」とあるのは「第六十四条において準用する省令第四十七条」と、第五十二条中「第五十二条」とあるのは「第六十四条において準用する省令第五十二条」と、第五十四条第二項第一号中「第二十一条」とあるのは「第七十条において準用する第二十一条」と、同項第三号中「第三十五条」とあるのは「第六十八条」と、同項第四号中「第四十四条」とあるのは「第六十四条において準用する省令第四十四条」と、同項第五号中「第五十条」とあるのは「第七十条において準用する第五十条」と、同項第六号中「第五十二条」とあるのは「第六十四条において準用する省令第五十二条」と読み替えるものとする。

第四節 放課後等デイサービス

第一款 基本方針

第七十一条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下この章において「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

第二款 人員に関する基準

（従業者の員数）

七十二条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下この章において「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第六十六条に規定する基準の例によることとする。

（準用）

七十三条 第七条及び第八条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第七条中「第七条」とあるのは「第六十七条において準用する省令第七条」と、第八条中「第八条」とあるのは「第六十七条において準用する省令第八条」と読み替えるものとする。

第三款 設備に関する基準

（設備）

七十四条 指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室、相談室及び便所並びに指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 前項に規定する指導訓練室は、障害児一人当たりの床面積を二・四七平方メートル以上とし、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならぬ。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第四款 運営に関する基準

(利用定員)

第七十五条 指定放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を十人以上とする。

(通所利用者負担額の受領)

第七十六条 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定放課後等デイサービス事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定放課後等デイサービス事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(準用)

第七十七条 第十二条から第二十二条まで、第二十四条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条から第四十五条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条から第五十四条まで及び第六十九条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十二条中「第十二条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第十二条」と、第十四条中「第十四条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第十四条」と、第十六条中「いう。第三十七条第六号及び第五十一条第二項」とあるのは「いう。第七十七条において準用する第六十九条第六号」と、第二十二条第二項中「次条」とあるのは「第七十六条」と、第二十七条中「児

童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第三十条中「第三十条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第三十条」と、第四十三条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第四十四条中「第四十四条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第四十四条」と、第四十五条中「第四十五条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第四十五条」と、第四十七条中「第四十七条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第四十七条」と、第五十二条中「第五十二条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第五十二条」と、第五十四条第二項第一号中「第二十一条」とあるのは「第七十七条において準用する第二十一条」と、同項第三号中「第三十五条」とあるのは「第七十七条において準用する第三十五条」と、同項第四号中「第四十四条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第四十四条」と、同項第五号中「第五十条」とあるのは「第七十七条において準用する第五十条」と、同項第六号中「第五十二条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第五十二条」と、第六十九条第六号中「実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）」とあるのは「実施地域」と読み替えるものとする。

第五款 基準該当通所支援に関する基準

（従業者の員数）

第七十八条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下この章において「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この章において「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第七十一条の二に規定する基準の例によることとする。

（設備）

第七十九条 基準該当放課後等デイサービス事業所には、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（準用）

第八十条 第七条、第十二条から第二十二條まで、第二十五条第二項、第二十六条

から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十九条、第四十条（第三項を除く。）、第四十一条から第四十五条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条から第五十四条まで、第五十九条、第六十条、第六十九条、第七十一条、第七十五条及び第七十六条（第一項を除く。）の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第七条中「第七条」とあるのは「第七十一条の四において準用する省令第七条」と、第十二条中「第十二条」とあるのは「第七十一条の四において準用する省令第十二条」と、第十四条中「第十四条」とあるのは「第七十一条の四において準用する省令第十四条」と、第三十条中「第三十条」とあるのは「第七十一条の四において準用する省令第三十条」と、第四十四条中「第四十四条」とあるのは「第七十一条の四において準用する省令第四十四条」と、第四十五条中「第四十五条」とあるのは「第七十一条の四において準用する省令第四十五条」と、第四十七条中「第四十七条」とあるのは「第七十一条の四において準用する省令第四十七条」と、第五十二条中「第五十二条」とあるのは「第七十一条の四において準用する省令第五十二条」と、第五十四条第二項第一号中「第二十一条」とあるのは「第八十条において準用する第二十一条」と、同項第三号中「第三十五条」とあるのは「第八十条において準用する第三十五条」と、同項第四号中「第四十四条」とあるのは「第七十一条の四において準用する省令第四十四条」と、同項第五号中「第五十条」とあるのは「第八十条において準用する第五十条」と、同項第六号中「第五十二条」とあるのは「第七十一条の四において準用する省令第五十二条」と、第五十九条中「第五十四条の六」とあるのは「第七十一条の四において準用する省令第五十四条の六」と、第六十条中「第五十四条の七」とあるのは「第七十一条の四において準用する省令第五十四条の七」と読み替えるものとする。

第五節 保育所等訪問支援

第一款 基本方針

第八十一条 保育所等訪問支援に係る指定通所支援（以下この章において「指定保育所等訪問支援」という。）の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第二款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第八十二条 指定保育所等訪問支援の事業を行う者（以下この章において「指定保育所等訪問支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章におい

て「指定保育所等訪問支援事業所」という。）に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第七十三条に規定する基準の例によることとする。

(準用)

第八十三条 第七条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、同条中「第七条」とあるのは「第七十四条において準用する省令第七条」と読み替えるものとする。

第三款 設備に関する基準

(設備)

第八十四条 指定保育所等訪問支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定保育所等訪問支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第四款 運営に関する基準

(身分を証する書類の携行)

第八十五条 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族又は訪問する施設から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第八十六条 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定保育所等訪問支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定保育所等訪問支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定保育所等訪問支援事業所が通常時に指定保育所等訪問支援を提供する地域をいう。次条第五号において同じ。）以外の地域において指定保育所等訪問支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定保育所等訪問支援事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付し

なければならない。

5 指定保育所等訪問支援事業者は、第三項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第八十七条 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定保育所等訪問支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 サービスの利用に当たつての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 その他運営に関する重要事項

(準用)

第八十八条 第十二条から第二十二条まで、第二十四条から第三十条まで、第三十条、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第四十一条、第四十三条から第四十五条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十一条第一項及び第五十二条から第五十四条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十二条中「第十二条」とあるのは「第七十九条において準用する省令第十二条」と、第十四条中「第十四条」とあるのは「第七十九条において準用する省令第十四条」と、第十六条中「いう。第三十七条第六号及び第五十一条第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二条第二項中「次条」とあるのは「第八十六条」と、第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第三十条中「第三十条」とあるのは「第七十九条において準用する省令第三十条」と、第四十三条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第四十四条中「第四十四条」とあるのは「第七十九条において準用する省令第四十四条」と、第四十五条中「第四十五条」とあるのは「第七十九条において準用する省令第四十五条」と、第四十七条中「第四十七条」とあるのは「第七十九条において準用

する省令第四十七条」と、第五十二条中「第五十二条」とあるのは「第七十九条において準用する省令第五十二条」と、第五十四条第二項第一号中「第二十一条」とあるのは「第八十八条において準用する第二十一条」と、同項第三号中「第三十五条」とあるのは「第八十八条において準用する第三十五条」と、同項第四号中「第四十四条」とあるのは「第七十九条において準用する省令第四十四条」と、同項第五号中「第五十条」とあるのは「第八十八条において準用する第五十条」と、同項第六号中「第五十二条」とあるのは「第七十九条において準用する省令第五十二条」と読み替えるものとする。

第六節 多機能型事業所に関する特例

(従業者の員数に関する特例)

第八十九条 多機能型事業所に置くべき従業者の員数に関する特例に係る基準は、省令第八十条に規定する基準の例によることとする。

(設備に関する特例)

第九十条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

(利用定員に関する特例)

第九十一条 多機能型事業所（この章に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第十一条、第六十五条及び第七十五条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて十人以上とすることができる。

2 利用定員の合計が二十人以上である多機能型事業所（この章に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第十一条、第六十五条及び第七十五条の規定にかかわらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を五人以上（指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合）については、これらの事業を通じて五人以上）とすることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第十一条、第六十五条及び第七十五条の規定にかかわらず、その利用定員を五人以上とすることができる。

4 第二項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合については、第十一条、第六十五条及び第七十五条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて五人以上とすることができる。

5 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村その他の地域のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所（この章に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）については、第二項中「二十人」とあるのは「十人」とする。

第三章 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

第一節 総則

（定義）

第九十二条 この章において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法、施行令、施行規則及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。以下この章において「省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定障害児入所施設の指定）

第九十三条 法第二十四条の九第二項（法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。）において準用する法第二十一条の五の十五第二項第一号の条例で定める者は、施行規則第二十五条の二十一の二に規定する者とする。

（指定障害児入所施設等の一般原則）

第九十四条 指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下この章において「入所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスの提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

5 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の安全

を確保するため、事故の防止及び防犯に関する措置を講ずるよう努めなければならない。

第二節 指定福祉型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準

第一款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第九十五条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第四条に規定する基準の例によることとする。

第二款 設備に関する基準

(設備)

第九十六条 指定福祉型障害児入所施設の設備に係る基準は、省令第五条に規定する基準の例によることとする。

第三款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第九十七条 内容及び手続の説明及び同意に係る基準は、省令第六条に規定する基準の例によることとする。

(提供拒否の禁止)

第九十八条 提供拒否の禁止に係る基準は、省令第七条に規定する基準の例によることとする。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第九十九条 指定福祉型障害児入所施設は、法第二十四条の十九第二項の規定により指定入所支援の利用について県が行うあっせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第一百条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の利用の申込みを行った入所給付決定保護者（以下この条及び第三百三十一条において「利用申込者」という。）に係る障害児が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第一百一条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供を求められた場合は、入所給付決定保護者の提示する入所受給者証によって、入所給付決定の有無、給付決定期間等確かめるものとする。

(障害児入所給付費の支給の申請に係る援助)

第一百二条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定を受けていない者から利用

の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児入所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、給付決定期間の終了に伴う障害児入所給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第百三条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(居住地の変更が見込まれる者への対応)

第百四条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定保護者の居住地の変更が見込まれる場合においては、速やかに県に連絡しなければならない。

(入退所の記録の記載等)

第百五条 指定福祉型障害児入所施設は、入所又は退所に際しては、当該指定福祉型障害児入所施設の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項(次項において「入所受給者証記載事項」という。)を、その入所給付決定保護者の入所受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、入所受給者証記載事項を遅滞なく県に対し報告しなければならない。

- 3 指定福祉型障害児入所施設は、入所している障害児の数の変動が見込まれる場合においては、速やかに県に報告しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第百六条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定による記録に際しては、入所給付決定保護者から指定入所支援を提供したことについて確認を受けなければならない。
(指定福祉型障害児入所施設が入所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第百七条 指定福祉型障害児入所施設が、入所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接入所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該入所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

- 2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに入所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにすると

ともに、入所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までに規定する支払については、この限りでない。

（入所利用者負担額の受領）

第百八条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定福祉型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から、当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定福祉型障害児入所施設は、前二項の支払を受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を入所給付決定保護者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用及び光熱水費（法第二十四条の七第一項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に支給された場合は、施行令第二十七条の六第一項に規定する食費等の基準費用額（法第二十四条の七第二項において準用する法第二十四条の三第九項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に代わり当該福祉型障害児入所施設に支払われた場合は、施行令第二十七条の六第一項に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）

二 日用品費

三 前二号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号に掲げる費用については、省令第十七条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定福祉型障害児入所施設は、第一項から第三項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った入所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

6 指定福祉型障害児入所施設は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所給付決定保護者の同意を得なければならない。

（入所利用者負担額に係る管理）

第百九条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定福祉型障害児入所施設が提供する指定入所支援及び他の指定障害児入所

施設等が提供する指定入所支援を受けたときは、これらの指定入所支援に係る入所利用者負担額の合計額（以下この条において「入所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定福祉型障害児入所施設は、これらの指定入所支援の状況を確認の上、入所利用者負担額合計額を県に報告するとともに、当該入所給付決定保護者及び当該他の指定入所支援を提供した指定障害児入所施設等に通知しなければならない。

（障害児入所給付費等の額に係る通知等）

第百十条 指定福祉型障害児入所施設は、法定代理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費の支給を受けた場合は、入所給付決定保護者に対し、当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費の額を通知しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、第百八条第二項の法定代理受領を行わない指定入所支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定入所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

（指定入所支援の取扱方針）

第百十一条 指定福祉型障害児入所施設は、入所支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、指定入所支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、その提供する指定入所支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（入所支援計画の作成等）

第百十二条 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に入所支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を入所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理

解を得なければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、入所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定入所支援の具体的内容、指定入所支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した入所支援計画の原案を作成しなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に対し、当該入所支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。

7 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画を作成した際には、当該入所支援計画を入所給付決定保護者に交付しなければならない。

8 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成後、入所支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、入所支援計画の見直しを行い、必要に応じて入所支援計画の変更を行うものとする。

9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、入所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

一 定期的に入所給付決定保護者及び障害児に面接すること。

二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する入所支援計画の変更について準用する。

（児童発達支援管理責任者の責務）

第百十三条 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 次条に規定する検討及び必要な援助並びに第百十五条に規定する相談及び援助を行うこと。

二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

（検討等）

第百十四条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児について、その心身の状況等に

照らし、法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援、障害者自立支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができることを認められる障害児に対し、入所給付決定保護者及び障害児の希望等を勘案し、必要な援助を行わなければならない。

(相談及び援助)

第十五条 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(指導、訓練等)

第十六条 指導、訓練等に係る基準は、省令第二十五条に規定する基準の例によることとする。

(食事)

第十七条 指定福祉型障害児入所施設において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含むものであるなければならない。

2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第十八条 指定福祉型障害児入所施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該障害児又はその家族が行うことが困難である場合は、入所給付決定保護者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の家族との連携を図るとともに、障害児とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(健康管理)

第十九条 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、入所した障害児に対し、入所時の健康診断（次項において「入所時健診」という。）、少なくとも一年に二回の定期健康診断（次項において「定期健診」

という。)及び臨時の健康診断(次項において「臨時健診」という。)を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定福祉型障害児入所施設は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の入所前の健康診断	入所時健診
障害児が通学する学校における健康診断	定期健診又は臨時健診

3 指定福祉型障害児入所施設の従業者の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(緊急時等の対応)

第二百十条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、現に指定入所支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(障害児の入院期間中の取扱い)

第二百十一条 障害児の入院期間中の取扱いに係る基準は、省令第三十条に規定する基準の例によることとする。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第二百十二条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の設置者が省令第三十一条の厚生労働大臣が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- 一 当該障害児に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「障害児に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。
- 二 障害児に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- 三 障害児に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- 四 当該障害児が退所した場合には、速やかに、障害児に係る金銭を当該障害児に取得させること。

(入所給付決定保護者に関する県への通知)

第二百十三条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を受けている障害児に係る入所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児入所給付費の支

給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を県に通
知しなければならない。

(管理者による管理等)

第二百二十四条 管理者による管理等に係る基準は、省令第三十三条に規定する基準
の例によることとする。

(運営規程)

第二百五条 指定福祉型障害児入所施設は、次に掲げる施設の運営についての重
要事項に関する運営規程（第三十一条において「運営規程」という。）を定め
ておかなければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入所定員

四 指定入所支援の内容並びに入所給付決定保護者から受領する費用の種類及び
その額

五 施設の利用に当たつての留意事項

六 緊急時等における対応方法

七 非常災害対策

八 主として入所させる障害児の障害の種類

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第二百二十六条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対し、適切な指定入所支援
を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならな
い。

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者によつ
て指定入所支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を
及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会
を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第二百二十七条 指定福祉型障害児入所施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入
所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合
は、この限りでない。

(非常災害対策)

第二百二十八条 指定福祉型障害児入所施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。

(衛生管理等)

第二百二十九条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の希望等を勘案し、適切な方法により、障害児を入浴させ、又は清拭（しよ）しなければならない。

(協力医療機関等)

第三十条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(揭示)

第三十一条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第三十二条 身体拘束等の禁止に係る基準は、省令第四十一条に規定する基準の例によることとする。

(虐待等の禁止)

第三十三条 虐待等の禁止に係る基準は、省令第四十二条に規定する基準の例によることとする。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第三十四条 懲戒に係る権限の濫用禁止に係る基準は、省令第四十三条に規定する基準の例によることとする。

(秘密保持等)

第三十五条 秘密保持等に係る基準は、省令第四十四条に規定する基準の例によることとする。

(情報の提供等)

第三十六条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設に入所しようとする障害児が、適切かつ円滑に入所できるように、当該指定福祉型障害児入所施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第三十七条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第三十八条 指定福祉型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関する障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関し、法第二十四条の十五第一項の規定により知事が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定福祉型障害児入所施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、知事からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を知事に報告しなければならない。

5 指定福祉型障害児入所施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならぬ。

(地域との連携等)

第百三十九条 指定福祉型障害児入所施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第百四十条 事故発生時の対応に係る基準は、省令第四十九条に規定する基準の例によることとする。

(会計の区分)

第百四十一条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第百四十二条 指定福祉型障害児入所施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定入所支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 入所支援計画

二 第百六条第一項に規定する提供した指定入所支援に係る必要な事項の提供の記録

三 第百二十三条の規定による県への通知に係る記録

四 省令第四十一条に規定する身体拘束等の記録

五 第百三十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 省令第四十九条に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第三節 指定医療型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準

第一款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第百四十三条 指定医療型障害児入所施設に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第五十二条に規定する基準の例によることとする。

第二款 設備に関する基準

(設備)

第四百四十四条 指定医療型障害児入所施設の設備に係る基準は、省令第五十三条に規定する基準の例によることとする。

第三款 運営に関する基準

(入所利用者負担額の受領)

第四百四十五条 指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から、次に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。

一 当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額

二 当該障害児入所支援のうち障害児入所医療に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3 指定医療型障害児入所施設は、前二項の支払を受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を入所給付決定保護者から受けることができる。

一 日用品費

二 前号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定医療型障害児入所施設は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った入所給付決定保護者に対し交付しなければならぬ。

5 指定医療型障害児入所施設は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(障害児入所給付費の額に係る通知等)

第四百四十六条 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費又は指定障害児入所医療費の支給を受けた場合は、入所給付決定保護者に対し、当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費及び障害児入所医療費の額を通知しなければならない。

2 指定医療型障害児入所施設は、前条第二項の法定代理受領を行わない指定入所

支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定入所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(協力歯科医療機関)

第四百七十七条 指定医療型障害児入所施設（主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童（以下「自閉症児」という。）を受け入れるものを除く。）は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(準用)

第四百四十八条 第九十七条から第七十七条まで、第九十九条、第一百一十一条から第二百二十九条まで、第三百三十一条から第三百三十五条まで、第三百三十六条第一項、第三百三十七条から第三百四十条まで及び第三百四十二条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第九十七条中「第六条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第六条」と、第九十八条中「第七条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第七条」と、第一百七十七条第二項中「次条」とあるのは「第三百四十五条」と、第三百六条中「第二十五条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第二十五条」と、第二百二十条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第二百二十一条中「第三十条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第三十条」と、第二百二十三条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費及び障害児入所医療費」と、第二百二十四条中「第三十三条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第三十三条」と、第三百三十一条中「前条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」とあるのは「第四百七十七条の協力歯科医療機関」と、第三百三十二条中「第四十一条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第四十一条」と、第三百三十三条中「第四十二条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第四十二条」と、第三百三十四条中「第四十三条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第四十三条」と、第三百三十五条中「第四十四条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第四十四条」と、第四百零条中「第四十九条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第四十九条」と、第四百二十二条第二項第二号中「第六十六条」とあるのは「第四百四十八条において準用する第六十六条」と、同項第三号中「第二百二十三条」とあるのは「第四百四十八条において準用する第二百二十三条」と、同項第四号中「第四十一条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第四十一条」と、同項第五号中「第三百三十八条」とあるのは「第四百四十八条において準用する第三百三十八条」と、同項第六号中「第四十九条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第四十九条」と読み替えるものとする。

第四章 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

第一節 総則

(定義)

第四百十九条 この章において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法、施行令、施行規則及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下この章において「省令」という。）において使用する用語の例による。

(最低基準の目的)

第五十条 この条例で定める基準（次条及び第五十二条において「最低基準」という。）は、知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第五十一条 知事は、埼玉県児童福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

2 県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と児童福祉施設)

第五十二条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営している児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(児童福祉施設の一般原則)

第五十三条 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

6 児童福祉施設は、入所している者の安全を確保するため、事故の防止及び防犯に関する措置を講ずるよう努めなければならない。

(児童福祉施設と非常災害)

第五十四条 児童福祉施設（屋外の児童厚生施設を除く。）においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

3 児童福祉施設（児童厚生施設を除く。）は、入所している者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。

(児童福祉施設における職員の一般的要件)

第五十五条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等)

第五十六条 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽けんざんに励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第五十七条 児童福祉施設に他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準は、省令第八条に規定する基準の例によることとする。

(入所した者を平等に取り扱う原則)

第五十八条 入所した者を平等に取り扱う原則に係る基準は、省令第九条に規定する基準の例によることとする。

(虐待等の禁止)

第五十九条 虐待等の禁止に係る基準は、省令第九条の二に規定する基準の例によることとする。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第六十条 懲戒に係る権限の濫用禁止に係る基準は、省令第九条の三に規定する基準の例によることとする。

(衛生管理等)

第六十一条 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならぬ。

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 児童福祉施設（助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。）においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、又は清拭しなければならぬ。

4 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第六十二条 食事に係る基準は、省令第十一条に規定する基準の例によることとする。

（入所した者及び職員の健康診断）

第六十三条 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第四項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断（以下この章において「入所時健診」という。）、少なくとも一年に二回の定期健康診断（次項において「定期健診」という。）及び臨時の健康診断（次項において「臨時健診」という。）を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所時健診
児童が通学する学校における健康診断	定期健診又は臨時健診

3 第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に報告しなければならない。

4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第六十四条 乳児院、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が省令第十二条の二の厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

一 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

二 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

三 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

四 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。

（児童福祉施設内部の規程）

第六十五条 児童福祉施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

一 入所する者の援助に関する事項

二 その他施設の管理についての重要事項

（児童福祉施設に備える帳簿）

第六十六条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

（秘密保持等）

第六十七条 秘密保持等に係る基準は、省令第十四条の二に規定する基準の例によることとする。

（苦情への対応）

第六十八条 児童福祉施設は、その行った援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児院、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。

3 児童福祉施設は、その行った援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施に係る県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、

当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

4 児童福祉施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

第二節 助産施設

(種類)

第六十九條 助産施設の種類に係る基準は、省令第十五條に規定する基準の例によることとする。

(入所させる妊産婦)

第七十條 助産施設には、法第二十二條第一項に規定する妊産婦を入所させて、なお余裕のあるときは、その他の妊産婦を入所させることができる。

(第二種助産施設の職員)

第七十一條 第二種助産施設に置くべき職員に係る基準は、省令第十七條に規定する基準の例によることとする。

(第二種助産施設と異常分べん)

七十二條 第二種助産施設に入所した妊婦が、産科手術を必要とする異常分べんをするおそれのあるときは、第二種助産施設の長は、速やかにこれを第一種助産施設その他適当な病院又は診療所に入所させる手続をとらなければならない。ただし、応急の処置を要するときは、この限りでない。

第三節 乳児院

(設備の基準)

七十三條 乳児院の設備の基準は、省令第十九條及び第二十條に規定する基準の例によることとする。

(職員)

七十四條 乳児院に置くべき職員に係る基準は、省令第二十一條及び第二十二條に規定する基準の例によることとする。

(乳児院の長の資格等)

七十五條 乳児院の長の資格等に係る基準は、省令第二十二條の二に規定する基準の例によることとする。

(養育)

七十六條 乳児院における養育（次項において「養育」という。）は、乳児及び幼児（以下この章において「乳幼児」という。）の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資することとなるものでなければならない。

2 養育の内容は、乳幼児の年齢及び発達の段階に応じて必要な授乳、食事、排せつ、沐浴、入浴、外気浴、睡眠、遊び及び運動のほか、健康状態の把握、第六

十三条第一項に規定する健康診断及び必要に応じ行う感染症等の予防処置を含むものとする。

3 乳児院における家庭環境の調整は、乳幼児の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう行わなければならない。

(乳児の観察)

第七十七条 乳児院（乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。）においては、乳児が入所した日から、医師又は嘱託医が適当と認めた期間、当該乳児を観察室に入室させ、その心身の状況を観察しなければならない。

(自立支援計画の策定)

第七十八条 乳児院の長は、第七十六条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の乳幼児について、乳幼児やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第七十九条 乳児院は、自らその行う法第三十七条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第八十条 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第四節 母子生活支援施設

(設備の基準)

第八十一条 母子生活支援施設の設備の基準は、省令第二十六条に規定する基準の例によることとする。

(職員)

第八十二条 母子生活支援施設に置くべき職員に係る基準は、省令第二十七条に規定する基準の例によることとする。

(母子生活支援施設の長の資格等)

第八十三条 母子生活支援施設の長の資格等に係る基準は、省令第二十七条の二に規定する基準の例によることとする。

(母子支援員の資格)

第八十四条 母子支援員の資格に係る基準は、省令第二十八条に規定する基準の例によることとする。

(生活支援)

第八十五条 母子生活支援施設における生活支援は、母子を共に入所させる施設
の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよ
う、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養
育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援によ
り、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければなら
ない。

(自立支援計画の策定)

第八十六条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々
の母子について、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するた
めの計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第八十七条 母子生活支援施設は、自らその行う法第三十八条に規定する業務の
質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果
を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(保育所に準ずる設備)

第八十八条 母子生活支援施設の保育所に準ずる設備に係る基準は、省令第三十
条に規定する基準の例によることとする。

(関係機関との連携)

第八十九条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子自立支援員、児童の通
学する学校、児童相談所、母子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要に応じ児
童家庭支援センター、婦人相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び
生活支援に当たらなければならない。

第五節 保育所

(設備の基準)

第九十条 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所の設備の基準は、
次のとおりとする。

一 乳児室又はほふく室、医務室、調理室、調乳室（乳児を入所させる保育所に
限る。）、沐浴室及び便所を設けること。

二 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満二歳に満たない幼児一人につき二・
三平方メートル以上であること。

2 満二歳以上の幼児を入所させる保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

一 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべ
き場所を含む。次号において同じ。）、医務室、調理室及び便所を設けること。

二 保育室又は遊戯室の面積及び屋外遊戯場の面積は、満二歳以上の幼児一人に

ついて、省令第三十二条第六号に規定する面積以上であること。

3 前二項に規定するもののほか、保育所の設備の基準については、省令第三十二条に規定する基準の例によることとする。

(保育所の設備の基準の特例)

第九十一条 保育所の設備の基準の特例に係る基準は、省令第三十二条の二に規定する基準の例によることとする。

(職員)

第九十二条 保育所に置くべき職員に係る基準は、省令第三十三条に規定する基準の例によることとする。

(保育時間)

第九十三条 保育所における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、その地域における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

(保育の内容)

第九十四条 保育の内容に係る基準は、省令第三十五条に規定する基準の例によることとする。

(保護者との連絡)

第九十五条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、当該保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(子育て支援等)

第九十六条 保育所は、職員及び関係機関との連携を図りながら、保育士の専門性を活用し、入所する児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭への支援をするよう努めなければならない。

(公正な選考)

第九十七条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下この条及び次条において「就学前保育等推進法」という。）第十条第一項第四号に規定する私立認定保育所は、就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えられた法第二十四条第三項の規定により当該私立認定保育所に入所する児童を選考するときは、公正な方法により行わなければならない。

(利用料)

第九十八条 法第五十六条第三項の規定による徴収金及び就学前保育等推進法第十三条第四項の保育料（以下この条において「徴収金等」という。）以外に保育

所が徴収金等に係る児童について提供するサービス（当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。）に関し当該者から利用料の支払を受ける場合にあっては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。

第六節 児童厚生施設

（設備の基準）

第九十九条 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。ただし、当該施設の近隣に当該施設を利用する児童が使用できる便所がある場合その他当該施設の利用に支障がないと認めるときは、便所を設けないことができる。

二 児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。

（職員）

第二百条 児童厚生施設に置くべき職員に係る基準は、省令第三十八条に規定する基準の例によることとする。

（遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項）

第二百一条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もって地域における健全育成活動の助長を図るようこれを行うものとする。

（保護者との連絡）

第二百二条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

第七節 児童養護施設

（設備の基準）

第二百三条 児童養護施設の設備の基準は、省令第四十一条に規定する基準の例によることとする。

（職員）

第二百四条 児童養護施設に置くべき職員に係る基準は、省令第四十二条に規定する基準の例によることとする。

（児童養護施設の長の資格等）

第二百五条 児童養護施設の長の資格等に係る基準は、省令第四十二条の二に規定する基準の例によることとする。

（児童指導員の資格）

第二百六条 児童指導員の資格に係る基準は、省令第四十三条に規定する基準の例によることとする。

(養護)

第二百七条 児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えらるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない。

(生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整)

第二百八条 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように行わなければならない。

2 児童養護施設における学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。

3 児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び必要に応じ行う実習、講習等の支援により行わなければならない。

4 児童養護施設における家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

第二百九条 児童養護施設の長は、第二百七条の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第二百十条 児童養護施設は、自らその行う法第四十一条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第二百十一条 児童養護施設の長は、児童指導員及び保育士のうち少なくとも一人を児童と起居を共にさせなければならない。

(関係機関との連携)

第二百十二条 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必

要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第八節 福祉型障害児入所施設

(設備の基準)

第二百十三条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、省令第四十八条に規定する基準の例によることとする。

(職員)

第二百十四条 福祉型障害児入所施設に置くべき職員に係る基準は、省令第四十九条に規定する基準の例によることとする。

(生活指導及び学習指導)

第二百十五条 福祉型障害児入所施設における生活指導は、児童が日常の起居の間に、当該福祉型障害児入所施設を退所した後、できる限り社会に適應するようこれを行わなければならない。

2 福祉型障害児入所施設における学習指導については、第二百八条第二項の規定を準用する。

(職業指導を行うに当たって遵守すべき事項)

第二百十六条 福祉型障害児入所施設における職業指導は、児童の適性に応じ、児童が将来できる限り健全な社会生活を営むことができるようこれを行わなければならない。

2 前項に規定するほか、福祉型障害児入所施設における職業指導については、第二百八条第三項の規定を準用する。

(入所支援計画の作成)

第二百十七条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、児童の障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき児童に対して障害児入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより児童に対して適切かつ効果的に障害児入所支援を提供しなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第二百十八条 福祉型障害児入所施設（主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。）については、第二百十一条の規定を準用する。

(保護者等との連絡)

第二百十九条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の通学する学校及び必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導、学習指導及

び職業指導につき、その協力を求めなければならない。

（心理学的及び精神医学的診査）

第二十条 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、入所している児童を適切に保護するため、随時心理学的及び精神医学的診査を行わなければならない。ただし、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。

（入所した児童に対する健康診断）

第二十一条 主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設においては、入所時健診に当たり、特に盲ろうあの原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。

2 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、入所時健診に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

第九節 医療型障害児入所施設

（設備の基準）

第二十二条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、省令第五十七条に規定する基準の例によることとする。

（職員）

第二十三条 医療型障害児入所施設に置くべき職員に係る基準は、省令第五十八条に規定する基準の例によることとする。

（心理学的及び精神医学的診査）

第二十四条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設における心理学的及び精神医学的診査については、第二十条の規定を準用する。

（入所した児童に対する健康診断）

第二十五条 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、入所時健診に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

（児童と起居を共にする職員等）

第二十六条 医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児を入所させる施設を除く。以下この項において同じ。）における児童と起居を共にする職員、生活指導、学習指導及び職業指導並びに医療型障害児入所施設の長の保護者等との連絡については、第二十一条、第二十五条、第二十六条及び第二十九条の規定を準用する。

2 医療型障害児入所施設の長の計画の作成については、第二百十七条の規定を準用する。

第十節 福祉型児童発達支援センター

(設備の基準)

第二百二十七条 福祉型児童発達支援センターの設備の基準は、省令第六十二条に規定する基準の例によることとする。

(職員)

第二百二十八条 福祉型児童発達支援センターに置くべき職員に係る基準は、省令第六十三条に規定する基準の例によることとする。

(生活指導及び計画の作成)

第二百二十九条 福祉型児童発達支援センターにおける生活指導及び福祉型児童発達支援センターの長の計画の作成については、第二百五条第一項及び第二百十七条の規定を準用する。

(保護者等との連絡)

第二百三十条 福祉型児童発達支援センターの長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導につき、その協力を求めなければならない。

(入所した児童に対する健康診断)

第二百三十一条 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおいては、入所時健診に当たり、特に難聴の原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査)

第二百三十二条 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける心理学的及び精神医学的診査については、第二十条の規定を準用する。

第十一節 医療型児童発達支援センター

(設備の基準)

第二百三十三条 医療型児童発達支援センターの設備の基準は、省令第六十八条に規定する基準の例によることとする。

(職員)

第二百三十四条 医療型児童発達支援センターに置くべき職員に係る基準は、省令第六十九条に規定する基準の例によることとする。

(入所した児童に対する健康診断)

第二百三十五条 医療型児童発達支援センターにおいては、入所時健診に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

(生活指導等)

第二百三十六条 医療型児童発達支援センターにおける生活指導並びに医療型児童発達支援センターの長の保護者等との連絡及び計画の作成については、第二百五条第一項、第二百七条及び第二百三十条の規定を準用する。

第十二節 情緒障害児短期治療施設

(設備の基準)

第二百三十七条 情緒障害児短期治療施設の設備の基準は、省令第七十二条に規定する基準の例によることとする。

(職員)

第二百三十八条 情緒障害児短期治療施設に置くべき職員に係る基準は、省令第七十三条に規定する基準の例によることとする。

(情緒障害児短期治療施設の長の資格等)

第二百三十九条 情緒障害児短期治療施設の長の資格等に係る基準は、省令第七十条に規定する基準の例によることとする。

(心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)

第二百四十条 情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行わなければならない。

2 情緒障害児短期治療施設における家庭環境の調整は、児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

第二百四十一条 情緒障害児短期治療施設の長は、前条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第二百四十二条 情緒障害児短期治療施設は、自らその行う法第四十三条の二に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第二百四十三条 情緒障害児短期治療施設については、第二百十一条の規定を準用する。

(関係機関との連携)

第二百四十四条 情緒障害児短期治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならぬ。

第十三節 児童自立支援施設

(設備の基準)

第二百四十五条 児童自立支援施設の設備の基準は、省令第七十九条に規定する基準の例によることとする。

(職員)

第二百四十六条 児童自立支援施設に置くべき職員に係る基準は、省令第八十条に規定する基準の例によることとする。

(児童自立支援施設の長の資格等)

第二百四十七条 児童自立支援施設の長の資格等に係る基準は、省令第八十一条に規定する基準の例によることとする。

(児童自立支援専門員の資格)

第二百四十八条 児童自立支援専門員(児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。第二百五十三条において同じ。)の資格に係る基準は、省令第八十二条に規定する基準の例によることとする。

(児童生活支援員の資格)

第二百四十九条 児童生活支援員(児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。第二百五十三条において同じ。)の資格に係る基準は、省令第八十三条に規定する基準の例によることとする。

(生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整)

第二百五十条 児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、全て児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的として行わなければならない。

2 学科指導については、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による学習指導要領を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあつては、この限りでない。

3 生活指導、職業指導及び家庭環境の調整については、第二百八条(第二項を除く。)の規定を準用する。

(自立支援計画の策定)

第二百五十一条 児童自立支援施設の長は、前条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第二百五十二条 児童自立支援施設は、自らその行う法第四十四条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第二百五十三条 児童自立支援施設の長は、児童自立支援専門員及び児童生活支援員のうち少なくとも一人を児童と起居を共にさせなければならない。

(関係機関との連携)

第二百五十四条 児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査等)

第二百五十五条 児童自立支援施設においては、入所している児童の自立支援のため、随時心理学的及び精神医学的診査並びに教育評価(学科指導を行う場合に限る。)を行わなければならない。

第十四節 児童家庭支援センター

(設備の基準)

第二百五十六条 児童家庭支援センターには、相談室を設けなければならない。

(職員)

第二百五十七条 児童家庭支援センターに置くべき職員に係る基準は、省令第八十八条の三に規定する基準の例によることとする。

(支援を行うに当たって遵守すべき事項)

第二百五十八条 児童家庭支援センターにおける支援に当たっては、児童、保護者その他の者の意向の把握に努めるとともに、懇切を旨としなければならない。

2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、他の児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。

3 児童家庭支援センターにおいては、その附置されている施設との緊密な連携を

行うとともに、その支援を円滑に行うことができるよう必要な措置を講じなければならぬ。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四条第五項、第九条、第四十条第三項（第七十条及び第七十七条において準用する場合を含む。）、第二章第二節第五款、第七十四条、第二章第四節第五款、第九十四条第五項、第一百二十八条第三項（第四百八十八条において準用する場合を含む。）、第五百十三条第六項、第五百五十四条第三項、第九十条及び第九十六条並びに附則第四条第二項、第五条第二項、第七条第二項並びに第八条第二項及び第三項の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 次に掲げる法に基づく命令（以下この条及び次条において「基準省令」という。）の本則に規定する条例で定めるに当たつての基準であつて、基準省令の制定又は改正に伴う経過措置（条例を定めるに当たつての基準とされるものを含む。以下この条において「基準省令経過措置」という。）の適用を受けるもの（以下この条において「特例基準」という。）に基づき、この条例に定めるべき基準として特例基準と同一の内容を本則に規定した場合における必要な経過措置は、基準省令経過措置の例による。

一 施行規則

二 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（附則第四条第一項及び第五条第一項において「指定通所支援省令」という。）

三 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

四 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（附則第七条第一項及び第八条第一項において「児童福祉施設省令」という。）

第三条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後、法及び基準省令その他の法に基づく命令（以下この条において「基準省令等」という。）の規定に従い、条例で定めることとされた基準であつて、この条例に定めのないものが生じたときは、この条例に所要の改正が行われるまでの間は、基準省令等に規定する基準の例による。

第四条 施行日から附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）までの間における指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるものを除く。次項において同じ。）の設備に関する基準については、

指定通所支援省令第九条に規定する基準とする。

- 2 一部施行日において現に存する指定児童発達支援事業所の設備については、当該事業所が増築され、又は改築される等建物の構造を変更するまでの間は、第九条第一項中「指導訓練室、相談室及び便所並びに」とあるのは「指導訓練室のほか、」と、同条第二項中「障害児一人当たりの床面積を二・四七平方メートル以上とし、訓練」とあるのは「訓練」とする。

第五条 施行日から一部施行日までの間における指定放課後等デイサービス事業所の設備に関する基準については、指定通所支援省令第六十八条に規定する基準とする。

- 2 一部施行日において現に存する指定放課後等デイサービス事業所の設備については、当該事業所が増築され、又は改築される等建物の構造を変更するまでの間は、第七十四条第一項中「指導訓練室、相談室及び便所並びに」とあるのは「指導訓練室のほか、」と、同条第二項中「障害児一人当たりの床面積を二・四七平方メートル以上とし、訓練」とあるのは「訓練」とする。

第六条 施行日から平成二十五年三月三十一日までの間における第七十七条の規定の適用については、同条中「第三十八条から第四十五条まで」とあるのは「第三十八条から第四十一条まで、第四十三条から第四十五条まで」とする。

第七条 施行日から一部施行日までの間における保育所の設備に関する基準については、児童福祉施設省令第三十二条に規定する基準とする。

- 2 一部施行日において現に存する保育所（次条第三項の適用のあるものを除く。）の設備については、当該保育所が増築され、又は改築される等建物の構造を変更するまでの間は、第九十条第一項第一号中「調理室、調乳室（乳児を入所させる保育所に限る。）、沐浴室」とあるのは「調理室」と、同項第二号中「乳児室又は」とあるのは「乳児室の面積は、乳児又は満二歳に満たない幼児一人につき一・六五平方メートル以上、」と、同条第二項第一号中「医務室、調理室」とあるのは「調理室」とする。

第八条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）附則第四条の規定による厚生労働大臣が指定する地域（以下この条において「指定地域」という。）においては、施行日から一部施行日までの間は、前条第一項の規定にかかわらず、児童福祉施設省令第三十二条第二号及び第三号の規定を適用せず、指定地域における保育所の設備に関する基準のうち、乳児室の面積に係るものは、乳児又は満二歳に満たない幼児一人につき一・六五平方メートル以上、ほふく室の面積に係るものは、乳児一人につき三・三平方メートル以上又は満二歳に満たない幼児一人に

つき二・五平方メートル以上であることとする。

2 指定地域における保育所（次項の適用を受けるものを除く。）に係る第九十条第一項第二号の適用については、一部施行日から平成二十七年三月三十一日までの間は、同号中「乳児又は満二歳に満たない幼児一人につき三・三平方メートル以上」とあるのは「乳児一人につき三・三平方メートル以上、満二歳に満たない幼児一人につき二・五平方メートル以上」とする。

3 一部施行日において指定地域に現に存する保育所（一部施行日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更されたものを除く。）の設備については、一部施行日から平成二十七年三月三十一日までの間は、第九十条第一項第二号中「又はほふく室の面積は、乳児又は満二歳に満たない幼児一人につき三・三平方メートル以上」とあるのは「の面積は、乳児又は満二歳に満たない幼児一人につき一・六五平方メートル以上、ほふく室の面積は、乳児一人につき三・三平方メートル以上又は満二歳に満たない幼児一人につき二・五平方メートル以上」とする。